



令和8年6月29日

重度心身障害者医療費の支給誤りについて

町では、重度心身障害者医療費支給事業の対象者2名に係る、令和8年5月29日支払いの医療費償還払分に支給誤りがあり、合計2,700円が未払いであったことが判明しました。

本件を厳粛に受け止めるとともに、再発防止に向け、より厳正な確認体制を徹底し、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和8年5月分の重度心身障害者医療費について、5月償還払分を令和8年5月20日に決定し、5月29日に支給しました。その後6月19日に点検を行ったところ、一部負担金の額を200円で算定すべきところを500円で算定していることが判明しました。

対象者には、電話連絡を行い、誤りに係る報告と謝罪を行いました。

現時点では、その他の支給対象者に対する重度心身障害者医療費償還払の誤りはありません。

2 原因

本件は、重度心身障害者医療費支給に係る本人一部負担金が本来200円であるところを誤って500円で算定処理していたことによるものです。また、支給決定までのチェック過程においても組織での確認が不十分であったことから、そのまま支払処理されておりました。

3 再発防止

今後は、チェック過程において支払いに係る算定内容が確認しやすいよう、対象者一覧に、受診日の追加、支出区分を追加するとともに、本人一部負担金の根拠要綱の該当箇所を添付することで、組織で確認しやすい体制とし、再発防止を徹底します。